

# 瀬戸町最終処分場保有水ほか水質検査業務委託

## 仕 様 書

令和 8年 2月

岡山市環境局環境施設部環境施設課

# 第 1 章 一 般 事 項

## 第 1 節 総 則

### 1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 1. 1. 2 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、省令、規則、通達、条例等を遵守しなければならない。

### 1. 1. 3 (疑義等)

本仕様書、図面及び委託数量総括表等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

### 1. 1. 4 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

### 1. 1. 5 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

### 1. 1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

## 第 2 節 現場管理

### 1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

### 1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

### 1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

### 1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

## 第 2 章 特 記 事 項

### 第 1 節 概 要

#### 2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号）に基づき、瀬戸町最終処分場の保有水等の水質分析を実施するとともに、当該処分場下流域における水質及び底質を調査し、周辺環境の保全対策等の基礎資料とするものである。

#### 2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、人員、機器等全て受託者によるものとする。

##### (1) 水質検査項目及び試料採取時期

###### ア 瀬戸町最終処分場保有水の水質検査

電気伝導率、塩化物イオン、カルシウムイオンの測定は毎月実施し、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、窒素含有量の測定は4回/年、その他の項目の測定は2回/年の頻度で実施すること。詳細な検査項目及び試料採取時期を別表1に示す。

###### イ 瀬戸町最終処分場の周辺地下水の水質検査

電気伝導率、塩化物イオンの測定は毎月実施し、水素イオン濃度（pH）の測定は4回/年、地下水等検査項目（25項目）の水質検査を年1回の頻度で実施すること。詳細な検査項目及び試料採取時期を別表2に示す。

###### ウ 保木奥池の水質及び底質の調査

保木奥池の水質調査を年2回（8月及び10月）、底質の調査を年1回（8月）実施すること。詳細な水質及び底質の調査項目、試料採取時期を別表3に示す。

###### エ 地下水（民間井戸水）の水質検査

水質検査を年1回（10月）実施すること。詳細な調査時期及び項目を別表4に示す。

##### (2) 試料採取等

###### ア 最終処分場保有水及び周辺地下水

試料採取地点を別図2に示す。なお、保有水は埋立地ガス測定孔から、地下水は下流側の地下水観測井から試料採取を行うこと。

###### イ 保木奥池（池水・底質）

監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い試料採取を実施すること。

底質については、別図2に示した底質No.1～No.3地点において採取された試料を混合し、分析用の検体とすること。

試料採取は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）及び底質調査方法（平成24年8月 環境省 水・大気環境局）等に準じて実施すること。

#### ウ 地下水（民間井戸水）

試料採取場所は受託者に別途通知する。試料採取については、委託者立会いのものと、受託者が行うものとする。

#### (3) 試料採取にあたっての留意事項

採水の実施にあたっては、事前に監督員と日程及び施行計画について十分協議を行い、定められた要領で業務を行うこと。なお、試料採取は前日までの降雨及び天候の影響が少なく水質の状態が安定した日に実施することとし、試料採取前又は試料採取中に天災、悪天候等の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるをえない場合は改めて別の日時に試料採取作業を実施すること。この場合の試料採取日時については監督員と協議して決定すること。

#### (4) 土地への立ち入り

本委託業務履行に当たって受託者が、国有地、公有地または私有地に立ち入る際は、監督員と十分な協議を行うこと。また、植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するものとし、監督員の指示をもって所有者の承諾を得ること。

#### (5) 検査方法

##### ア 最終処分場保有水及び周辺地下水

平成10年6月16日環境庁・厚生省告示第1号に基づき実施すること。なお、定めのない項目については、仕様書の別表の記載によるほか日本産業規格 JIS K0102 規格群のとおりとする。

##### イ 保木奥池（池水・底質）

昭和46年12月28日環境庁告示第59号、平成3年8月23日環境庁告示第46号及び底質調査方法（平成24年8月 環境省 水・大気環境局）等により実施すること。なお、定めのない項目については、日本産業規格 JIS K0102 規格群のとおりとする。

##### ウ 地下水（民家井戸水）

平成9年3月13日環境庁告示第10号、上水試験方法、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号）等により実施すること。なお、定めのない項目については、日本産業規格 JIS K0102 規格群のとおりとする。

#### (6) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

#### (7) 検査結果の報告

検査結果は速やかに報告すること。また、検査中に異常値等を確認した場合は、ただちに監督員にその旨を報告すること。

(8) 検体の保持等

検査終了後も15日間は検体を保持しておくものとする。なお、検査結果の確認のため、再検査若しくは検体の提出等を求められた場合はこれに応じること。

2. 1. 3 (個人情報の取扱委託に関する覚書)

受託者は契約書作成にあわせて、個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

2. 1. 4 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 委託業務要領書

試料採取の方法及び分析の方法を、使用機器も含めて具体的かつ簡易に記したものとす。ただし、分析の方法については、報告書にその内容を含める旨の申出を行い監督員の承認を得られた場合は省略しても良い。

オ 登録証写し

① 環境計量士（濃度関係）登録証写し

(2) 履行期間中に提出する書類

各月の試料採取毎に検査結果等を取りまとめのうえ、以下の報告書を提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理をして提出すること。撮影に際しては、委託用塗版にて表示し撮影すること。

イ 委託報告書

① 計量証明書又は検査結果報告書

② 分析結果一覧表

③ 分析結果に対する評価・考察

分析結果は環境基準、農業用水基準等と比較検討を行うこと。

④ 試料採取地点位置図

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 5 (成果品の契約不適合責任)

- (1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。
- (2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 6 (注意事項)

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。
- (3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。
- (4) 試料採取並びに測定分析は全て受託者が実施し、第三者へ再委託しないこと。

## 令和8年度 瀬戸町最終処分場保有水の水質検査項目及び試料採取時期

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
項目	保有水												
電気伝導率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
カルシウムイオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
水素イオン濃度(pH)	○		○				○			○			4
生物化学的酸素要求量(BOD)	○		○				○			○			4
化学的酸素要求量(COD)	○		○				○			○			4
浮遊物質(SS)	○		○				○			○			4
大腸菌数	○						○						2
窒素含有量	○		○				○			○			4
燐含有量	○						○						2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	○						○						2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物類)	○						○						2
カドミウム及びその化合物	○						○						2
シアン化合物	○						○						2
有機燐化合物	○						○						2
鉛及びその化合物	○						○						2
六価クロム化合物	○						○						2
砒素及びその化合物	○						○						2
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	○						○						2
アルキル水銀化合物	○						○						2
PCB	○						○						2
トリクロロエチレン	○						○						2
テトラクロロエチレン	○						○						2
ジクロロメタン	○						○						2
四塩化炭素	○						○						2
1・2-ジクロロエタン	○						○						2
1・1-ジクロロエチレン	○						○						2
シス-1・2-ジクロロエチレン	○						○						2
1・1・1-トリクロロエタン	○						○						2
1・1・2-トリクロロエタン	○						○						2
1・3-ジクロロプロペン	○						○						2
チウラム	○						○						2
シマジン	○						○						2
チオベンカルブ	○						○						2
ベンゼン	○						○						2
セレン及びその化合物	○						○						2
フェノール類	○						○						2
銅含有量	○						○						2
亜鉛含有量	○						○						2
溶解性鉄含有量	○						○						2
溶解性マンガン含有量	○						○						2
クロム含有量	○						○						2
ふっ素及びその化合物	○						○						2
ほう素及びその化合物	○						○						2
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物、硝酸化合物	○						○						2
1・4-ジオキサン	○						○						2

※ 保有水については、水位高さを合わせて記録し報告書に記載すること。

令和8年度 瀬戸町最終処分場周辺地下水の水質検査項目及び試料採取時期

分析項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体数
	地下水												
電気伝導率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
塩化物イオン濃度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
pH(水素イオン濃度)	○			○			○			○			4
アルキル水銀化合物							○						1
総水銀							○						1
カドミウム							○						1
鉛							○						1
六価クロム							○						1
砒素							○						1
全シアン							○						1
ポリ塩化ビフェニル							○						1
トリクロロエチレン							○						1
テトラクロロエチレン							○						1
ジクロロメタン							○						1
四塩化炭素							○						1
1,2-ジクロロエタン							○						1
1,1-ジクロロエチレン							○						1
1,2-ジクロロエチレン							○						1
1,1,1-トリクロロエタン							○						1
1,1,2-トリクロロエタン							○						1
1,3-ジクロロプロペン							○						1
チウラム							○						1
シマジン							○						1
チオベンカルブ							○						1
ベンゼン							○						1
セレン							○						1
1,4-ジオキサン							○						1
クロロエチレン							○						1

※ 周辺地下水については、水位高さを合わせて記録し報告書に記載すること。

## 令和8年度 保木奥池の水質及び底質の調査項目及び試料採取時期

No.	分 析 項 目	保木奥池			検体数 (池水)	検体数 (底質)
		水質		底質		
		8月	10月	8月		
1	水素イオン濃度(pH)	○	○		2	
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○		2	
3	化学的酸素要求量(COD)	○	○		2	
4	浮遊物質(SS)	○	○		2	
5	溶存酸素量(DO)	○	○		2	
6	大腸菌数	○	○		2	
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	○	○		2	
8	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	○	○		2	
9	フェノール類含有量	○	○		2	
10	銅含有量	○	○	○	2	1
11	亜鉛含有量	○	○		2	
12	溶解性鉄含有量	○	○		2	
13	溶解性マンガン含有量	○	○		2	
14	クロム含有量	○	○		2	
15	窒素含有量	○	○		2	
16	リン含有量	○	○		2	
17	カドミウム	○	○	○	2	1
18	全シアン	○	○	○	2	1
19	有機りん			○		1
20	鉛	○	○	○	2	1
21	六価クロム	○	○	○	2	1
22	砒素	○	○	○	2	1
23	総水銀	○	○	○	2	1
24	アルキル水銀	○	○	○	2	1
25	ポリ塩化ビフェニル	○	○	○	2	1
26	ジクロロメタン	○	○	○	2	1
27	四塩化炭素	○	○	○	2	1
28	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	2	1
29	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	2	1
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		2	
31	1,2-ジクロロエチレン			○		1
32	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	2	1

令和8年度 保木奥池の水質及び底質の調査項目及び試料採取時期(続き)

No.	分 析 項 目	保木奥池			検体数 (池水)	検体数 (底質)
		水質		底質		
		8月	10月	8月		
33	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	2	1
34	トリクロロエチレン	○	○	○	2	1
35	テトラクロロエチレン	○	○	○	2	1
36	1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	2	1
37	チウラム	○	○	○	2	1
38	シマジン	○	○	○	2	1
39	チオベンカルブ	○	○	○	2	1
40	ベンゼン	○	○	○	2	1
41	セレン及びその化合物	○	○	○	2	1
42	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○		2	
43	ふっ素	○	○	○	2	1
44	ほう素	○	○	○	2	1
45	1,4-ジオキサン	○	○	○	2	1
46	クロロエチレン			○		1
47	電気伝導率(EC)	○	○		2	

※ 底質に係る分析のうち、カドミウム及び砒素については検液中濃度に係る方法により実施すること。

※ 底質に係る分析のうち、銅については昭和47年10月総理府令第66号に定める方法により実施すること。

## 令和8年度 地下水(民家井戸水)の水質検査項目及び試料採取時期

No.	分 析 項 目	地下水(民家井戸)	検体数
		10月	
1	カドミウム	○	1
2	全シアン	○	1
3	鉛	○	1
4	六価クロム	○	1
5	砒素	○	1
6	総水銀	○	1
7	アルキル水銀	○	1
8	ポリ塩化ビフェニル	○	1
9	ジクロロメタン	○	1
10	四塩化炭素	○	1
11	1,2-ジクロロエタン	○	1
12	1,1-ジクロロエチレン	○	1
13	1,2-ジクロロエチレン	○	1
14	1,1,1-トリクロロエタン	○	1
15	1,1,2-トリクロロエタン	○	1
16	トリクロロエチレン	○	1
17	テトラクロロエチレン	○	1
18	1,3-ジクロロプロペン	○	1
19	チウラム	○	1
20	シマジン	○	1
21	チオベンカルブ	○	1
22	ベンゼン	○	1
23	セレン及びその化合物	○	1
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	1
25	ふっ素	○	1
26	ほう素	○	1
27	1,4-ジオキサン	○	1
28	クロロエチレン	○	1
29	電気伝導率(EC)	○	1
30	塩化物イオン	○	1
31	全有機炭素量	○	1